

説明

「リニューアル後の運営方針」の見直しを 見据えた当館の現状と課題

目 次

1. 運営の検証と評価の在り方について	・・・・・・・・	1
2. 博物館の観光振興への寄与	・・・・・・・・	5
3. 法改正を受けた館運営・学芸活動の在り方について	・・	9
4. お客様満足度を最大化するための施設・設備の 充実にについて	・・・・・・・・	12
5. 安定かつ柔軟な財政基盤の確保について	・・・・・・・・	14

1 運営の検証と評価の在り方について

<p>現運営方針</p>	<p>5 運営の検証と評価（運営方針P21） 【検証・評価の方法】 「2 学芸活動」「3 博物館施設の利用と来館者サービス及び安全管理・火災・自然災害への対策」「4 市民参画・協働と他の博物館等との連携強化」の取組 について、それぞれの小項目ごとに該当する当館の関連事業について検証・評価を実施し、その課題や問題点等を整理する。 また、必要に応じてアンケート調査も行う。</p>
<p>課題</p>	<p>ア.個別事業のいくつかでアンケートは行っているものの、運営全般に係るアンケートをとっておらず、全体としての満足度や課題抽出が不十分。 イ.現運営方針では、全体及び事業ごとの成果指標が存在しない</p>
<p>現時点での当館の考え</p>	<p>ア.大前提として様々な角度から、市場調査を行う。 例えば、来館者、教育機関、市民などを対象としたアンケートを実施する。今後、継続的に実施し、評価検証を行う。 また、庁内関係課と連携を図りながら、本協議会での議論のほか、市議会、教育委員会への報告を行い、開かれた博物館運営を行う。 イ.運営方針の各施策については、市の上位施策との整合性を図りつつ、可能な限り定量的な指標を用いる。</p>

【参考データ】

(参考1) 直近2か年の来館者統計より

		総入館者	一般	高校・大学生	小中学生	未就学児
R6	人数	99,824 人	56,561 人	3,963 人	26,551 人	12,749 人
	割合		56.7%	4.0%	26.5%	12.8%
R5	人数	111,144 人	62,570 人	4,992 人	30,637 人	12,945 人
	割合		56.3%	4.5%	27.6%	11.6%

・チケットの4つ販売区分から、「高校・大学生」の来館者が少ないことはわかるものの、原因の分析に至っていない。また、「一般」のうち年代別の内訳が不明。 など

(参考2) 本市の上位施策(第8次総合計画・博物館関連部分)

[熊本市第8次総合計画について / 熊本市公式サイト](#)

ビジョン 6 すべての市民が より良い暮らしを 営む まち

地域コミュニティのための取組や、人々がずっと健康でやりたいことをしながら暮らしていくための取組を手助けし、市民がより良い暮らしを営めるまちを目指します。



めざす将来像に向けた取組

6-1	人々が協力しながら、支え合う地域コミュニティを守り、さらに元気にします。
6-2	何歳になっても健康でいられるための取組を進めます。また、だれもが元気で長生きできるようにします。
6-3	何歳になっても勉強や運動ができるようにします。また、勉強したことを、地域でいかせるようにします。
6-4	熊本市にある文化財などを大切に保存します。また、みんなが文化や芸術に触れる機会をつくります。
6-5	人々の暮らしを守る社会保障制度【保険・介護・年金など】を正しく運営するとともに、生活が苦しい人の相談に乗り手助けをします。

成果指標

成果指標	単位	現状値 (R5年度)	目標値 (R9年度)	目標値 (R13年度)
生涯学習が自らの向上に役立ったと思う市民の割合	%	68.4	77.0	85.0

アクションプラン(実施計画): 熊本博物館の来館者数 R13 12.5 万人

2 博物館の観光振興への寄与

<p>現運営方針</p>	<p>1 - 4 博物館の観光振興への寄与（運営方針P1-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本城及びその周辺は、本市における代表的な観光スポットとして、国内外から多くの観光客が訪れる場所である。そのため国内外からの観光客の取り込みや友好姉妹都市等をはじめとした海外の各都市との様々な国際交流事業の開催の動きに同調した取り組みなど、周辺関連施設をはじめ熊本国際観光コンベンション協会等とも強力に連携し、当館の観光文化資源としての魅力を発信し、来館者の誘導に取り組む。また、熊本城域に立地する特色ある博物館として教育旅行等にも大いに活用されるよう取り組むものとする。 						
<p>現状及び課題</p>	<p>(1) 「熊本市観光マーケティング戦略」の策定 (R6年度(2024年度)～R13年度(2032年度))</p> <p>(2) 熊本城域における入場者(R6年度(2024)年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>熊本博物館</td> <td>99,824人</td> </tr> <tr> <td>熊本城</td> <td>1,418,105人</td> </tr> <tr> <td>桜の馬場城彩苑</td> <td>1,983,931人</td> </tr> </table> <p>2施設での滞留時間が長く当館まで行きついていない状況</p> <p>(3) アクセスの課題</p> <p>熊本市電 杉塘下車徒歩5分</p> <p>上熊本ルートのため新幹線からの乗降が遠い</p> <p>熊本城周遊バス(しろめぐりん)</p> <p>運転手不足のため、今年6/2-7/18平日全便(16便/日)運行取りやめの例あり</p>	熊本博物館	99,824人	熊本城	1,418,105人	桜の馬場城彩苑	1,983,931人
熊本博物館	99,824人						
熊本城	1,418,105人						
桜の馬場城彩苑	1,983,931人						
<p>現時点での当館の考え</p>	<p>(1) R8.7.1から熊本市において宿泊税の導入 「熊本市観光マーケティング戦略」に基づく事業に優先順位を設けて充当される。 新たな取り組みなどを検討し、関係課との協議が必要。</p> <p>(2) 3館共通券を販売するなど連携を図っているものの十分な誘客に至っていないため、連携のあり方の見直しも含めて検討を要する。</p> <p>(3) 観光部局を中心とし、近隣の市営有料駐車場(三の丸駐車場)について、料金値上げを伴い供用日数及び時間延長する方針を発表(R8.4.1～)。城域の関連施設と連携を図りながら、運営体制見直しの検討を要する。</p>						

【参考データ】

（参考1）熊本市観光マーケティング戦略

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00354352/index.html>

目標値：令和13年度に年間の観光消費1,300億円に挑戦

評価指標(KPI)一覧

基本方針	視点	指標(抜粋)	基準値	目標値 [R9年度(2027年度)]	目標値 [R13年度(2031年度)]
1	①	熊本城入園者数	1,303,929人[R5(2023)年]	1,660,000人	1,800,000人
	②	観光客の推奨意向	43.1% [R5(2023)年]	50%	60%
2	①	延べ宿泊者数(国内客・海外客)	2,819,249人[R1(2019)年]	3,300,000人	3,600,000人
	②	観光客の満足度	62.5% [R5(2023)年]	70%	80%
3	①	観光客入込数	6,014,000人[R1(2019)年]	6,500,000人	7,000,000人
	②	観光客の再訪意向	63.4% [R5(2023)年]	70%	80%
4	①	観光消費単価(国内宿泊客)	19,069円/人・日[R1(2019)年]	21,000円/人・日	23,000円/人・日
	②	観光振興が地域経済の活性化や市民生活の向上に役立っていると感じる市民の割合	57.3% [R5(2023)年度]	65%	70%

（参考2）三の丸駐車場の料金体系等見直し

コロナ禍も明け、入園者数や宿泊者数が増加し、駐車場利用のニーズが高まっている駐車場の料金は長期間据え置き（昭和51年改定）であるため、熊本城周辺の民間駐車場と比べ駐車場料金が安価。（R7.9.16市議会常任委員会資料より抜粋加工）

駐車場	供用日	供用時間		入庫できる時間	出庫できる時間
		区分	時間		
二の丸駐車場 三の丸第一駐車場 三の丸第二駐車場 宮内駐車場	1月1日から 12月28日まで	4月1日から 10月31日まで	午前8時から 午後6時30分まで	午前8時から 午後5時30分まで	供用時間中
		11月1日から 3月31日まで	午前8時から 午後5時30分まで	午前8時から 午後4時30分まで	供用時間中
桜の馬場観光交流施設駐車場	1月1日から 12月28日まで	全供用日	午前8時から 午後10時30分まで	午前8時から 午後9時30分まで	供用時間中
桜の馬場バス駐車場		全供用日	午前8時から 午後10時30分まで	午前8時から 午後9時30分まで	供用時間中



駐車場	供用日	供用時間		入庫できる時間	出庫できる時間
		区分	時間		
二の丸駐車場 三の丸第一駐車場 三の丸第二駐車場 宮内駐車場	1月1日から 12月31日まで	7月1日から 8月31日まで	午前8時から 午後8時30分まで	午前8時から 午後7時30分まで	供用時間中
		他の供用日	午前8時から 午後6時30分まで	午前8時から 午後5時30分まで	供用時間中
桜の馬場観光交流施設駐車場	1月1日から 12月31日まで	全供用日	午前8時から 午後10時30分まで	午前8時から 午後9時30分まで	供用時間中
桜の馬場バス駐車場		全供用日	午前0時から 午後12時まで	午前6時から 午後11時30分まで	午前6時から 午後11時30分まで

3 法改正を受けた館運営・学芸活動の在り方について

<p>現運営方針</p>	<p>1 - 3 公開承認施設認定へ向けた取組（運営方針P3）</p> <p>「公開承認施設」とは、国宝、重要文化財等の公開にふさわしい施設として文化庁長官が認定するものであり、この認定を受けると特別展等開催における重要文化財等の公開手続きが簡素化されるとともに、所有者からも貸出において信頼できる施設となるというメリットがある。</p> <p>このことから、博物館展示活動において、これまで展示機会が少なかった国宝・重要文化財等を含む特別展等の開催機会が増えることとなり、市民に対する魅力ある博物館となることにつながる。</p> <p>そこで当館では「公開承認施設」認定を目指し、次の取組を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学芸員の専門性を高めるとともに、重要文化財等の借用、一時保管、展示、返却に係る高度な技能習得に努める。
<p>現状及び課題</p>	<p>公開承認施設として当館は認定済。</p> <p>令和5年（2023）6月27日～令和10年（2028）6月26日</p> <p>令和6年度の収蔵品展《くまはくコレクション かがやけ！熊本の刀と絵画》にて重要文化財を使用</p> <p>令和5年度の法改正</p> <p>ア.令和5年4月1日から、新たな博物館登録制度に移行。</p> <p>現在、当館も登録手続き中。</p> <p>イ.デジタル化の推進や、博物館同士のネットワークの形成など様々な要請がなされている</p>
<p>現時点での当館の考え</p>	<p>法改正の趣旨を踏まえ、今後、学芸活動の質を向上させながら館全体として機能強化を図るにあたり、前述のアンケートなどを踏まえ、上質な生活都市形成に相応しい博物館を目指す。</p> <p>上記イに関し、熊本市議会教育市民委員会の委員が、先進事例調査のため北海道博物館を訪問する予定（R7年11月12日）である。</p>

【参考データ】

令和5年度法改正の概要

[法改正の概要 | 文化庁 博物館総合サイト](#)

博物館登録制度

国立と独立行政法人立を除くあらゆる法人の施設が登録できるようになりました。あわせて、博物館活動の改善・向上につながる仕組みへとリニューアルしました。

法律の目的

法制定以来の社会教育法の本質に基づくとともに、文化芸術基本法の本質にも基づくとともに新たに定めます。

博物館の事業

博物館の事業として、博物館資料のデジタルアーカイブの作成と公開を新たに位置付けます。また、博物館の職員の養成・研修も事業の一つに位置付けます。

博物館の連携

博物館同士のネットワークや、博物館が教育、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携することによって、博物館が地域で多様な価値を発揮することを促します。

学芸員補の資格

博物館の専門的職員である学芸員を補佐する「学芸員補」について、一定の専門性が担保されるように資格要件を改めます。

国と都道府県による研修

これまで法律上は学芸員と学芸員補に限られていた、国と都道府県が行う研修の対象に、館長やその他の博物館の職員を追加します。

4 お客様満足度を最大化するための
施設・設備の充実について

<p>現運営方針</p>	<p>2 - 2 - 1 展示活動</p> <p>(1) 常設展示に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示における展示資料の解説については、来館者にとって可能な限り、時代背景や魅力などが分かりやすく親しみやすい解説を付することとする。 <p>2 - 2 - 3 プラネタリウムの施設管理と運営及び新たな番組開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当館のプラネタリウム施設は、平成23年3月に機器更新を行っており、ドーム規模が熊本県内最大で、天体の学習施設として積極的な活用を図る。 <p>3 博物館施設の利用と来館者サービス及び安全管理・火災・自然災害への対策</p> <p>(2) 入場券販売方法、個人での来館、団体での来館への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場券の販売は、北側正面玄関横に入場券自動販売機を設置し販売を行う。その際は来館者が購入しやすいように案内表示、購入方法など丁寧な説明表示に努める。
<p>現状及び課題</p>	<p>(1) 展示全般について</p> <p>今後も外国人への来館者の増加が見込まれるところ、多言語化が追いついていない。</p> <p>(2) プラネタリウム投映施設は、H23年度に設備を更新し、令和7年度で15年目を迎える。当時の更新費用は約4億円に上る。各種設備の耐用年数に応じ、中長期的な保全計画を策定し、財政負担の平準化を図る必要がある。</p> <p>(3) お客様から問い合わせの大部分は、「入館の予約はできますか」というものである。特にプラネタリウム観覧にあたり、事前予約を求める声が多いが、入館そのもの同様、当日入館の対応のみとなっている。</p>
<p>現時点での当館の考え</p>	<p>上記課題への対応は、お客様のニーズはもとより、社会情勢の変化に応じ対応を迫られるものであるが、財政出動を伴うことから、後述する財源確保策とあわせ、全体計画を策定し、財政当局と協議する。</p>

5 安定かつ柔軟な財政基盤の確保について

現運営方針	(記述無し)																																				
現状及び課題	<p>【前提】 前述の課題を解決しながら、今後の運営方針を見直すためには、安定かつ柔軟な財源確保策の確立が必須である。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館法上、入館料等は無料が原則である。そのため、主たる自主財源の大幅な見直しはなじまない。 【参考】博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)抜粋 (入館料等) 第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。 ・国の地財措置については、予算補助であり、対象は法改正の趣旨を推進するものが中心である。(出典:文化庁HP令和7年度全国博物館長会議(第32回)) <p style="text-align: center;">令和7年度 博物館関係予算額 一覧 単位:千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 項</th> <th style="width: 30%;">施 策 の 概 要</th> <th style="width: 10%;">令和6年度 予 算 額</th> <th style="width: 10%;">令和7年度 予 算 額</th> <th style="width: 10%;">比 較 増 △ 減 額</th> <th style="width: 10%;">担当課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1. 博物館機能強化の推進【新規】</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(1) 文化庁</td> </tr> <tr> <td>① Innovate MUSEUM 事業</td> <td>博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組むの事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図るとともに、これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題(人口減少、社会包摂等)への対応に関する先進的な取組みとして(1) MuseuDX推進、(2) 地域課題対応事業、(3) ネットワークの形成による広域等課題対応事業、(4) 企業立博物館と自治体の連携による地域還元型取組支援事業を支援し、その内製化と横展</td> <td style="text-align: center;">343,386</td> <td style="text-align: center;">301,886</td> <td style="text-align: center;">△ 41,500</td> <td>企画調整課</td> </tr> <tr> <td>② 博物館の経営改善・機能強化の促進事業</td> <td>①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、②博物館活動の質を高めるための体制整備、③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する</td> <td style="text-align: center;">95,286</td> <td style="text-align: center;">95,286 3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>企画調整課</td> </tr> <tr> <td>③ 博物館人材養成・質の向上</td> <td>学芸員資格の付与、学芸員等に対する研修や知識・技術の習得等を目的とした海外博物館への派遣等、学芸員の資質向上に関する事業を履修</td> <td style="text-align: center;">55,505</td> <td style="text-align: center;">55,505</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>企画調整課</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の本協議会において委員からご意見をいただいた、科学研究費助成事業や、クラウドファンディングなどの外部資金調達による研究活動の活性化や多額の財政出動に対する柔軟な資金調達手法について、情報収集にとどまっている。 	事 項	施 策 の 概 要	令和6年度 予 算 額	令和7年度 予 算 額	比 較 増 △ 減 額	担当課等	1. 博物館機能強化の推進【新規】						(1) 文化庁						① Innovate MUSEUM 事業	博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組むの事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図るとともに、これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題(人口減少、社会包摂等)への対応に関する先進的な取組みとして(1) MuseuDX推進、(2) 地域課題対応事業、(3) ネットワークの形成による広域等課題対応事業、(4) 企業立博物館と自治体の連携による地域還元型取組支援事業を支援し、その内製化と横展	343,386	301,886	△ 41,500	企画調整課	② 博物館の経営改善・機能強化の促進事業	①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、②博物館活動の質を高めるための体制整備、③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する	95,286	95,286 3	0	企画調整課	③ 博物館人材養成・質の向上	学芸員資格の付与、学芸員等に対する研修や知識・技術の習得等を目的とした海外博物館への派遣等、学芸員の資質向上に関する事業を履修	55,505	55,505	0	企画調整課
事 項	施 策 の 概 要	令和6年度 予 算 額	令和7年度 予 算 額	比 較 増 △ 減 額	担当課等																																
1. 博物館機能強化の推進【新規】																																					
(1) 文化庁																																					
① Innovate MUSEUM 事業	博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組むの事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図るとともに、これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題(人口減少、社会包摂等)への対応に関する先進的な取組みとして(1) MuseuDX推進、(2) 地域課題対応事業、(3) ネットワークの形成による広域等課題対応事業、(4) 企業立博物館と自治体の連携による地域還元型取組支援事業を支援し、その内製化と横展	343,386	301,886	△ 41,500	企画調整課																																
② 博物館の経営改善・機能強化の促進事業	①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、②博物館活動の質を高めるための体制整備、③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する	95,286	95,286 3	0	企画調整課																																
③ 博物館人材養成・質の向上	学芸員資格の付与、学芸員等に対する研修や知識・技術の習得等を目的とした海外博物館への派遣等、学芸員の資質向上に関する事業を履修	55,505	55,505	0	企画調整課																																
現時点での当館の考え	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる自主財源である入館料等については、アンケートの結果や、市の条例改正の動向、他施設の状況などを踏まえ、開館時間をシフトするなどし、底上げを図る方策が考えられる。 ・依存財源については、今後の事業計画を踏まえ、獲得可能なものは積極的に活用を図り、財政負担の軽減及び平準化に努める。 																																				